熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成30年12月14日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成30年12月14日(金曜日)

午前9時58分開議 午前11時28分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補 正予算(第5号)

議案第11号 熊本県営土地改良事業分担金 徴収条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案第13号 工事請負契約の締結について 議案第14号 工事請負契約の締結について 議案第20号 指定管理者の指定について 議案第21号 指定管理者の指定について 議案第38号 平成30年度熊本県一般会計補 正予算(第6号)

報告第2号 専決処分の報告について 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ いて

報告事項

- ①営農再開の進捗状況について
- ②TPP11協定等の発効に伴う影響及び 対策について

出席委員(8人)

委員長 緒 方 勇 副委員長 松 村 秀 挽 委 勝 成 員 西 畄 委 員 吉 世 永 和 上 委 員 渕 陽 委 員 磯 田 毅 委 員 西 宗 孝 Ш 委 昌 中 村 亮 彦

欠席委員(なし) 委員外議員(なし) 説明のため出席した者

農林水産部

部 長 福 島 誠 治

政策審議監 竹 内 信 義

生產経営局長 山 下 浩 次

農村振興局長 西 森 英 敏

森林局長 三 原 義 之

水產局長 木 村 武 志

農林水産政策課長 千 田 真 寿

団体支援課長 杉 山 正 三

流通アグリビジネス課長 井 上 克 浩

農業技術課長 酒瀬川 美 鈴

農産園芸課長 大 島 深

政策監 後 藤 雅 彦

首席審議員兼畜産課長 中 村 秀 朗

農地・担い手支援課長 下 田 安 幸

農村計画課長 渡 邉 泰 浩

農地整備課長 福 島 理 仁

むらづくり課長 久保田 修

技術管理課長 今 田 久仁生

森林整備課長 松 木 聡

林業振興課長 入 口 政 明

森林保全課長 古 賀 英 雄

水産振興課長 山 田 雅 章

漁港漁場整備課長 菰 田 武 志

農業研究センター所長 川 口 卓 也

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時58分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから 第5回農林水産常任委員会を開会いたしま す。

まず、本委員会に付託された議案等を議題

とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について説明を求めた後、一 括して質疑を受けたいと思います。

なお、説明を行われる際は、効率よく進めるため、説明は着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 おはようございます。 それでは、着座にて失礼いたします。

まず初めに、10月中旬の管外視察に際しましては、同行させていただきありがとうございました。執行部といたしましても、視察で学んだ内容等を今後の施策にしっかりと役立てまいりたいと考えております。

では、議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

1点目は、TPP等への対応についてで す。

TPP11につきましては、昨年11月の大筋合意を受け、各国で国内手続を進めていましたが、10月31日にオーストラリアが完了したことを受け、12月30日に発効されることとなりました。

また、日・EU・EPAにつきましても、 昨年12月の交渉妥結を受け、双方で国内手続 を進めていましたが、12月8日に日本側の手 続が完了し、EUにおいても現在手続が行わ れており、来年2月1日に発効する見込みと なっております。

国においても、TPP等対策として、第2 次補正予算が講じられる予定であり、県とし ましても、今後とも、稼げる農林水産業の実 現と中山間地域等における農山漁村の振興に 積極的に取り組んでまいります。

2点目は、熊本地震からの復旧、復興についてです。

被災された農家の方々の痛みの最小化を図るため、発災直後からさまざまな事業に取り組んでまいりましたが、後ほど、その他報告として御報告いたします営農再開の進捗率が10月末で98.3%となりました。目標である平成31年の営農再開100%を達成できるよう、引き続き市町村等と連携して取り組んでまいります。

3点目は、外国人材の受け入れ、育成についてです。

農家の方々の強い期待に応えるため、県では、外国人材の受け入れを実現できる制度の実働に向け、積極的に取り組んできましたが、さきの臨時国会で出入国管理法が改正されました。受け入れ業種や受け入れ人数等の詳細につきましては、今後、省令や分野別運用方針等で定められることとなっておりますので、本県の実情に沿った制度となり、雇い手と働き手がウイン・ウインの関係を構築できるよう、引き続き、情報収集に努めるとともに、国に対してしっかりと要望してまいります。

それでは、今回議案として提案しております一般会計補正予算2件、条例等関係6件の概要を御説明します。

まず、予算関係では、通常分と職員給与改 定分の2件の補正予算がございます。

通常分では、ことしの大雨、台風等により被災した農地、農業用施設の復旧経費や、国の第1次補正予算に対応した治山事業など、総額22億円余の増額補正とともに、年間を通じた事業執行の平準化を図るため、いわゆるゼロ国債、ゼロ県債の設定、さらには繰越明許費の設定を提案しております。

また、職員給与改定分では、県人事委員会 勧告に基づく給与改定により、4,000万円余 の増額補正を提案しております。

これらの結果、補正後における農林水産部の一般会計、特別会計の予算総額は877億円余となります。

次に、条例等関係では、熊本県営土地改良 事業分担金徴収条例の一部改正の1件と工事 請負契約の締結が2件、指定管理者の指定が 2件と交通事故に係る専決処分の報告1件で ございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

なお、その他報告事項としまして、営農再 開の進捗状況とTPP11協定等の発効に伴う 影響及び対策の2件を御報告させていただき ます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく お願いいたします。

- ○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から 説明をお願いします。
- ○千田農林水産政策課長 農林水産政策課で ございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料、11 月補正予算及び条例等議案関係の1ページを お願いいたします。

平成30年度11月補正予算総括表でございます。

補正額(B)欄の一番下をごらんください。

部長からも説明がありましたが、農林水産 部全体で22億8,700万円余の増額補正で、補 正後の総額は、その右隣になりますが、877 億700万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から 説明いたします。

また、お手数ですが、お手元のこちらの青い表紙のほうになります、農林水産常任委員会説明資料(職員給与改定分)の1ページをお願いいたします。

職員給与改定分を含む平成30年度11月補正 総括表でございます。

(C) 欄の一番下をごらんください。

職員給与改定分補正額として、農林水産部

全体で4,400万円余の増額補正で、通常分と 合わせますと、23億3,100万円余の増額補正 となり、補正後の総額は877億5,200万円余と なっております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課関係の職員給与改定分でございます。

内容は、県内の民間給与水準との格差を踏まえ、人事委員会から勧告のありました職員 の給与改定の実施に伴い、給料や期末勤勉手 当等の額を引き上げるものです。

(C)欄の一番下に記載のとおり、農林水産 政策課では200万円余の増額補正をお願いし ております。

3ページ以降、各課の給与改定分補正額に つきましても同様の内容で、1ページの総括 表の補正額の欄に記載のとおりですので、各 課からの説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、もとの資料の15ページを お願いいたします。

平成30年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の進捗状況 等を踏まえ算出しております。

一番下の合計額をごらんください。

農林水産部全体で357億1,300万円となって おります。

農林水産政策課からは以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でござい ます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費の農業気象対策事業費 でございますが、今回、債務負担行為の追加 をお願いしております。

これは、阿蘇火山等の降灰量等の調査を県下28カ所で行っておりまして、この調査の委託を行うものでございます。平成27年度から実施しておりますが、平成31年度も、当初から継続して調査を実施するためには年度内に

契約を行う必要があり、入札や準備期間を考慮いたしまして、今回の補正予算で債務負担 行為の追加をお願いするものでございます。

次に、下段の植物防疫費の病害虫発生予察 事業費でございますが、これは、病害虫の発 生予察や侵入警戒調査に要する経費で、今 回、国の植物防疫事業交付金の内示増に伴 い、増額の補正をお願いしております。

農業技術課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

1段目の農作物対策費につきましては、右の説明欄1の経営所得安定対策の市町村協議会事務費、2の生産総合事業及び3の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金において、事業費確定や過去に取得した機械、施設の一部を財産処分することに伴う国庫支出金の返納でございます。

3段目の共同利用施設災害復旧費につきましては、右の説明欄にありますように、さきの台風24号により被災いたしました施設の復旧費用について、国の1次補正予算に対応して予算計上するものでございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○下田農地・担い手支援課長 農地・担い手 支援課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。 農業構造改善事業費の国庫支出金返納金で ございます。

内容は、右の説明欄にありますように、過 年度に経営体育成支援事業で導入しました農 業機械の財産処分に伴い、国庫支出金を返納 するものでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。 御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 ○福島農地整備課長 農地整備課でございま す。

説明資料の5ページをお願いします。

国が、補正予算とあわせて、平成30年度ゼロ国債事業の実施を検討しておりますので、県としましても、4つの事業について、債務負担行為の設定を行うことにより、可能な限り国の割り当て額を確保したいと考えております。

1段目の土地改良費でございますけれど も、国の農業農村整備事業など、各種補助金 を活用しまして、農地や農業用施設の整備を 行うもので、内訳としましては、まず、2段 目の県営かんがい排水事業費でございます が、かんがい排水施設の新設、改良を行うも のです。

3段目の県営畑地帯総合整備事業費につきましては、畑地における総合的な整備を、4段目の県営経営体育成基盤整備事業費につきましては、水田の総合的な整備を行うものでございます。

5段目の農地防災事業費でございますが、 6段目の説明欄にあります農村地域防災減災 事業につきましては、農地防災施設などの整 備を行うものでございます。

以上がゼロ国債に対応する債務負担行為の 設定でございます。

6ページをお願いします。

1段目の農地災害復旧費でございます。

2段目の団体営農地等災害復旧事業費につきましては、説明欄にありますとおり、平成29から30年に被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町村等に対しまして助成を行うものでありまして、増額補正をお願いするものです。

3段目の県営農地等災害復旧費につきましては、説明欄にありますとおり、公用車2台をリースすることとしまして、債務負担行為の設定を行うものです。ことし10月に西原村

に移転しました大切畑ダム復興事務所におき まして、工事関係用務として使用するもので ございます。

農地整備課は以上です。御審議のほどよろ しくお願いします。

○ 久保田むらづくり課長 むらづくり課でご ざいます。

資料7ページをお願いいたします。

2段目にございます国庫支出金返納金でございます。

説明欄にございますとおり、中山間直接支 払事業国庫返納金でございます。これは、道 路改良あるいは農業用水等の公共事業等によ りまして、協定面積の減、これに伴いまし て、過年度の国庫支出金を返納するものでご ざいます。

むらづくり課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございま す。

資料の8ページをお願いいたします。

右の説明欄の上段、森林環境保全整備事業 国庫返納金につきましては、過年度に補助事 業を活用して森林整備を実施した事業地の転 用に伴いまして、国庫支出金を返納するもの でございます。

説明欄の下段、間伐等森林整備促進対策事業につきましては、木材加工施設へ原木を安定供給するための間伐及び路網整備等につきまして助成するものでございます。先般、国より追加内示をいただいたことから補正をお願いするものでございます。

森林整備課は以上です。御審議のほどよろ しくお願いいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございま す。

説明資料の9ページをお願いいたします。

林道災害復旧費でございます。

右の説明欄にありますように、現年林道災 害復旧事業につきましては、台風等により被 災した林道施設の復旧を行うもので、事業主 体である市町村への助成について増額補正を お願いするものでございます。復旧箇所は、 多良木町の山柿谷線ほか22カ所です。

林業振興課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○古賀森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。 治山費として3つの事業をお願いしており ます。

まず、治山事業です。

梅雨前線豪雨により被災いたしました山地 被害の拡大防止のため、国の1次補正予算を 活用し、南阿蘇村立野地区のほか8カ所の復 旧工事をお願いしております。

次に、単県治山事業です。

説明欄をごらんください。

単県治山事業(県営事業)は、国庫補助の対象とならない治山施設の復旧や小規模な山地災害の復旧工事で、御船町田代地区ほか1カ所をお願いしております。

単県治山事業(市町村営事業)は、市町村が 行う小規模な復旧工事で、山鹿市多久地区ほ か1カ所の工事を助成するものであります。

次に、11ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、球磨村一勝地地区の落石防護柵の 緩衝材を取りかえるなどの工事をゼロ県債事 業でお願いするものです。

次に、林地崩壊防止事業です。

市町村が行う山地崩壊箇所の復旧工事で、 西日本豪雨災害が激甚災害の指定となったた め受けられる国庫補助事業で、球磨村神瀬丙 地区の工事を助成するものです。 森林保全課は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

資料のほうは、12ページをお願いいたしま す。

上段の水産業振興費でございます。

浅海増養殖振興事業費で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、生食用カキ検査業務で、生食用カキとして流通するクマモト・オイスターが、食品衛生法で定められた成分規格基準に合っているか等の検査を行うものですが、平成31年度当初から事業の実施が必要なため、債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

また、水産資源保護育成事業費で増額予算をお願いしております。

これは、有明海・八代海再生事業で、アサ リ資源等の増殖に係る追加対策として、干潟 に竹や竹しばを設置するなどの取り組みを実 施するものでございます。

次に、中段の水産業強化対策事業費でございます。

施設整備事業費で増額予算をお願いしております。

これは、浜の活力再生加速化支援事業で、 浜の活力再生プランにおける漁業所得向上に 向けた取り組みの着実な実行のため、ノリ共 同乾燥施設整備の支援を行うものでございま す。

次に、下段の水産研究センター費で増額予 算をお願いしております。

これは、水産研究センター施設等整備事業で、台風24号により被災した水産研究センターのポンプ室通路の屋根の修繕を行うものでございます。

水産振興課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。 ○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で ございます。

資料の13ページをお願いいたします。

2段目の水産環境整備事業費でございます が、本事業は、覆砂等による干潟漁場の環境 改善やアサリ漁場の造成を行うことでアサリ 等の水産生産量の下支えを図るものです。

有明海東地区及び八代地区における覆砂工事の実施に当たり、来年度予定しております一部箇所について、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるためには、年度内の契約が必要となるため、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、4段目の単県漁港改良事業費でございますが、本事業は、小規模で局部的な漁港改良及び海岸施設の整備を行うもので、今回、宇城市にある県管理郡浦漁港の越波対策として消波ブロックを施工するに当たり、台風時期までに工事を完了させるために、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

最下段の漁港管理費でございますが、右側 説明欄にありますとおり、上天草市にありま す樋合漁港の漁港利用調整施設管理運営業務 と天草市にあります牛深漁港漁港浄化施設管 理運営業務につきまして、債務負担行為をお 願いするもので、こちらにつきましては、議 案を提出しておりますので、後のページで御 説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

1段目の漁港関係港整備事業費でございますが、これは、漁港の既存施設の老朽化及び長寿命化対策として、来年度施工予定としております防波堤の補修や泊地のしゅんせつ工事につきまして、塩屋漁港のほか3漁港において、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるために、水産物供給基盤機能保全事業にゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、2段目の水産生産基盤整備事業費で ございますが、本事業は、水産資源の増大及 び水産物の安定供給に資する整備に係るもので、市町管理漁港の整備において、市町に対する間接補助事業であり、先ほどと同じく、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるために年度内の契約が必要となるため、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審 議のほどよろしくお願いいたします。

○福島農地整備課長 農地整備課でございま す。

説明資料の16ページをお願いします。

第11号議案、熊本県営土地改良事業分担金 徴収条例の一部改正についてでございます。

19ページのほうに概要を記載しておりますので、そちらのほうで説明いたします。

まず、1、改正前条例の概要ですが、本条例は、土地改良法の規定に基づきまして、県営土地改良事業に係る分担金の徴収に関して、その額や徴収方法等、必要事項を定めております。また、事業の完了後8年以内に、施行区域内農用地について、転用があった場合に、それに相当する国補助金及び県負担金の額を徴収すること等を定めております。

2の条例改正の趣旨ですが、主なものにつきましては、(2)にありますように、土地改良法の一部改正によりまして、農地中間管理機構関連農地整備事業が創設されまして、これに伴って、当該事業の特別徴収金について新たに規定されたことから、本条例におきまして、その徴収について必要な事項を定めるものです。

また、そのほかに、今回の改正にあわせま して、条例の名称変更とその他規定の整理を 行います。以上でございます。

それから次に、工事請負契約の締結につい て御説明いたします。

20ページをお願いします。

まず、第13号議案です。

工事名は、昭和地区経営体育成基盤整備事

業(H29補正)第30号工事です。工事内容は、 排水ポンプ設備製作据えつけ工、工事場所 は、八代市昭和同仁町地内です。工期は、契 約締結の日の翌日から平成33年10月29日ま で、契約金額は、6億3,590万9,616円です。 契約の相手方は、福岡県福岡市の株式会社荏 原製作所九州支社支社長丸田章司、契約の方 法は、一般競争入札です。

21ページをお願いします。

続きまして、14号議案について説明をいた します。

工事名は、硴江地区農村地域防災減災事業 (湛防)第4号工事です。工事内容は、排水ポンプ設備製作据えつけ工になります。工事場所は、熊本市南区富合町硴江地内です。工期は、契約締結日の翌日から平成33年7月30日まで、契約金額が6億9,114万6,432円です。契約の相手方は、福岡県福岡市の株式会社酉島製作所九州支店支店長石崎顕史、契約の方法は、一般競争入札です。

この2件につきましては、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定によりまして議案を提出しております。

農地整備課は以上でございます。よろしく お願いします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で ございます。

資料の22ページをお願いいたします。

議案第20号は、指定管理者の指定でござい ます。

施設名称は、樋合漁港の漁港利用調整施設でございます。本施設は、漁港内における秩序ある利用を図るため、漁船と遊漁船を分離収容することを目的としたプレジャーボート専用の係留施設で、漁業と海洋レクリエーションの共存及び漁港、漁村地域の活性化のための地域振興の核となる施設でございます。

指定管理者は、フィッシャリーナ天草株式 会社、指定期間は、平成31年4月1日から平 成36年3月31日までの5年間でございます。

提案理由は、熊本県漁港管理条例の規定に 基づき、指定管理者を指定するに当たりまし て、議会の議決を経る必要があるためでござ います。

23ページをお願いいたします。

1の選定の経緯にありますとおり、本年7月から募集いたしまして、1団体からの申請を受けまして、指定管理候補者選考委員会を9月21日に開催しております。

2の選定結果でございますが、先ほど申し上げましたフィッシャリーナ天草株式会社、3の選定の主な理由といたしましては、施設管理の内容及び防火訓練やライフジャケットの着用の徹底など安全性が評価されたこと、幅広い世代に向け、利用しやすい環境づくりの姿勢に対する取り組みが評価されたこと、そして、指定管理候補者選考委員会の審査においても高い得点を得、候補者として適当との報告を受けたことでございます。

今回、平成31年度から5年間の債務負担をお願いするものです。

続きまして、24ページをお願いいたします。

議案第21号、こちらも同じく指定管理者の 指定でございます。

施設名は、牛深漁港漁港浄化施設でございます。本施設は、牛深漁港の後浜地区に集積した水産加工場、荷さばき所などから排出される汚濁水を浄化し、牛深漁港内及び周辺海域の水質及び環境保全を図ることを目的とした施設です。

指定管理者は、九州テクニカルメンテナンス株式会社、指定期間は、先ほどの樋合漁港と同じく、平成31年4月1日からの5年間でございます。提案理由につきましても、先ほどの樋合漁港と同じでございます。

25ページをお願いいたします。

1の選定の経緯でございますが、先ほどの 案件と同様に募集を行いまして、選考委員会 を9月21日に開催し、申請は1団体でございました。

選定結果でございますが、九州テクニカルメンテナンス株式会社を指定管理候補者として選定しております。

3、選定の主な理由といたしましては、安定的な運営が可能となる人的、経理的基盤があること、経費節減の提案など効果的な維持管理計画であったこと、そして、指定管理候補者選考委員会の審査においても高い得点を得、候補者として適当との報告を受けたことでございます。

こちらも、平成31年度から5カ年の債務負担をお願いするものです。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審 議のほどよろしくお願いいたします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課で ございます。

26ページをお願いいたします。

交通事故に関する専決処分の報告が1件ご ざいます。

27ページで説明させていただきます。

6の事故の状況をごらんください。

本年8月16日に、林業研究指導所の職員が、公用車で出張先に向かう途中、南阿蘇村の村道において、カーブで車道左側の路肩にはみ出し、ガードレールに衝突し、損傷を与えたものでございます。

今回の事故は、専ら職員の注意が不十分だったことによるものであり、過失割合は、県側が100となっております。

本件は、本年11月16日に、南阿蘇村との間 に損害賠償額の決定及び和解について専決処 分を行ったものでございます。

交通事故につきましては、各所属での研修 の徹底など、引き続き発生の防止に取り組ん でまいります。

農林水産政策課からは以上です。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終 了しましたので、質疑を受けたいと思いま す。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、 着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○渕上陽一委員 済みません、農地整備課に ちょっとお尋ねさせていただければというふ うに思っております。

分田地区、お世話になっておりますけれど も、以前は、地域で話し合いができて、事業 をやろうと思っても、予算ができなくて延び 延びになってだめになったということがあっ てたんですけれども、今真剣にそれぞれの地 域の中で、本当にこの農地をどう次に渡して いくか、そのためにはどういう事業をやって いくかというのを協議するようになってきた ような状況でありますけれども、今県の中 で、話し合いはできたけれども、予算がつか ないというような、そんな状況はないんです か。ある程度しっかり地域で話し合いができ れば、もう事業としてなっていくような状況 にちゃんとなっているのかというのだけ、ち ょっと確認させていただければと思いまし て。

○福島農地整備課長 農地整備課です。

予算につきましては、3~4年ぐらい前までは、非常につきが悪かったというものがございますけれども、ここ最近、去年、ことしぐらいは、おおむね想定どおりに予算のつきもありまして、来年度以降も、国のほうで国土強靱化ということで3年ほど予算を増額するような話がございますので、ここしばらくは要望どおりの工事ができるかなというようには考えております。

○渕上陽一委員 本当に今真剣に自分たちの 農地を守っていこうと、今しっかり考えてく ださいというのを、私、地域の中で話してい るんですよね。ですから、ぜひしっかり話さ れて、事業をやるというふうになればいいな というふうに思っておりますので、よろしく お願いしときます。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 水産振興課にお聞きしますけれども、この前、特別委員会で非常にアサリ事業についての関心が高いということを実感したんですけれども、これをちょっと聞きたいんですけれども、この3,300万のアサリ資源等の増殖に係る追加対策に要する経費と、竹と竹しばとか何か説明があったように聞きましたけれども、どんな事業なんですか。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

この事業は、アサリの資源等の増殖に係る 追加対策として、先ほど申し上げましたよう に、竹を干潟上に設置をしていく、もしくは 竹柴を設置していく、もしくは、アナアオサ が一部発生しているところなどがありますの で、そこら辺の駆除をやるといった事業内容 でございます。

竹を立てたり、それから竹柴を立てることによって、アサリの稚貝の沈着を促すことができるということで、アサリに対しては効果的であると。また、アサリだけではなく、お魚にもいい影響があると。保育場とかすみ場所になるというようなことで、漁場の改善になるというような有効な事業だということで、今回取り組みたいというものでございます。

○磯田毅委員 わかりました。

○西岡勝成委員 関連して。有八の特別委員 会でもちょっとお話ししたんですが、アサリ の漁獲量の激減というのは、もう本当に一時 の1割も満たないようなところで推移をして て、私、有八で一回荒尾沖の視察に行ったと きに、えらい貝殻の死骸が、残骸といいます かね、殻が昔の貝塚みたいに海岸べたにずら っとあるのを見て、何だろうと、まさか食べ た後、そこに捨てるわけじゃないでしょうか ら、自然界で貝そのものが死んだのが海岸に 打ち寄せているんじゃないか思ったんです が、有八でも言ったんですけれども、その蓄 養する韓国とか中国とか北朝鮮から持ってく る貝が、アコヤガイの場合は、真珠の場合 は、そこからウイルスが入って赤変現象にな ったと私は思っているんですけれども、なか なかその解明もできてない中に、蓄養という のは非常に私は怪しいと思うんですね。

外国から持ってきて、そこに何カ月か何日 か知らぬですけれども、置いて出荷するわけ ですけれども、海外のやつは、要するにウイ ルスと共生してるから、なかなか死なないよ うな体力ができとる。日本の場合は、まだそ ういうウイルスになれてないので、ばあっと 死んでしまうというようなことが、どうして も私は頭から離れないんですね、激減してい くアサリの生育状況を見ると。

その辺は、全国的な傾向でもあるけれど も、蓄養もまた全国的にされているので、そ ういう研究というのは、全く国のほうとか県 のほうとかされてないんですか。

〇山田水産振興課長 水産振興課でございま す。

まず、蓄養につきましては、特別委員会の ときにもちょっと御説明は申し上げたんです けれども、養殖行為ではないと。出荷調整の ために、一時的にその漁場を借りて置かれて いるというところでございますので、漁業法 上の漁業権の免許であるとか許可であるとか というのが、まず必要はないというところで ございます。

ただ、ほかの水域から、これは別に海外からということだけではなく、やはり他の地域からいろんな生物を持ってくること自体というのは、もともと、やはりできれば避けたほうがいい、いろんなものを持ち込んでしまう可能性があるということで、そういう意味では危惧をいたしております。

蓄養をされる場合には、もちろん地元の漁協等の了解は得られた上でやられているものというふうには理解しておりますが、そういう心配はあるということで、それについては漁協あたりにもお話をしているところでございます。

本筋のお答えなんですけれども、アサリの減少、非常に全国的でもありますし、熊本県においても、以前6万5,000トンぐらいのアサリがとれておったわけですけれども、急激に減少をしている。その原因については、いろんなものが、乱獲であったり、外敵生物の発生であったり、環境の変化であったり、いろんなものが複合的にというふうに考えておりますけれども、本県の水産研究センターでもいろんな調査等を、研究等をやっております。

それについては、全国でもそういう各県で調査研究等をやっておりますので、全国レベルでもアサリ研究会的なもので横の連携をつなげて、いろいろと勉強させていただいているところでございますが、直接的に、先ほどおっしゃられました外国からのウイルス等々によっての被害だというようなことまでは、ちょっとわかっておりません。

○西岡勝成委員 私が言うのは、漁業権の問題じゃなくて、その蓄養とかなんとかじゃなくて、要するに同じ海域に、結局――例えば、この前も言いましたように、香港の風邪

を引いた人間がこっちに来て風邪が広がる と、ばあっと広がるというような感じで、そ この同じ海域に、蓄養であれ何であれ、そこ に何週間か置くこと自体によって、そういう ウイルスが全然汚染されてない地域に広がっ ていく可能性があるんじゃないかと思うんで すよね、真珠を見とると。真珠も稚貝を持っ てきて、それからばあっと赤変現象になっ て、80億あったのが、もう8億とか10億以下 に激減していったんですよ。そういう流れと いうものを、やっぱりもう一回しとかぬと、 何か対策対策といろいろなことをもうずっと やりよるけれども、なかなか資源が回復して きてない事情を見てますと、何かその辺に違 う――諫早湾とか温暖化とかエイとかなんと かていろいろ言いよるけれども、もうちょっ と根本的なところに何かあるんじゃないかと いう――激減の仕方がすごいですもんね、こ れ。表にしてみると。

だけん、ぜひ、それは国とも合わせて一静岡ですか、アサリの産地に行ったときも、やっぱりかなり減ってきているし、そういうのも含めて、まだ研究する――アコヤガイそのものも、まだわかってないわけですからね、ウイルスかなんかわかってないようなことですので、ぜひその辺は研究しながらやらないと、なかなかその場しのぎの対策を打っても解決しないんじゃないかと思うので、ひとつよろしくお願いします。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですか ね。

○西岡勝成委員 はい。

○緒方勇二委員長 答えはよろしいですか。 はい。

○西山宗孝委員 12ページ、今回補正も上がってますけれども、20番の浜の活力再生の中

でのノリ共同乾燥施設の整備を行う漁業協同 組合に対する助成とありますけれども、もう 少し事業内容についてお教えいただけます か。

○山田水産振興課長 水産振興課でございま す。

浜の活力再生加速化支援事業の中で、ノリの共同乾燥施設の整備を行うものということで記載をさせていただいております。これは、玉名市の大浜漁業協同組合で、国の事業を活用いたしまして、ノリの共同乾燥施設を整備して、いわゆる共乾、陸上の加工作業を共同でやろうということで取り組みたいというものについての予算でございます。

○西山宗孝委員 私も現場のほうには視察に 行かせてもらったんですけれども、今後、そ ういった事業を取り組む、あるいは取り組み たいという漁業協同組合も出てくると思うん ですが、事業内容次第では、漁連の窓口での 事業であるとか、あるいは、ここでは漁業協 同組合にとありますけれども、そのあたりの 違いといいますか、制度のことも含めてお教 えいただければと思うんですけど。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

この活用されます事業につきましては、県 漁連が事業主体であっても、また漁業協同組 合が事業主体であっても、それは制度として 可能ということでございます。

大浜漁協の場合は、平成21年にも共同乾燥施設を大浜漁協が事業主体となって事業に取り組まれているところでございます。

全体的に、私ども、ノリの共同乾燥施設は、コスト削減に対しても、労働力軽減に対しても、非常に有効な策ということで、シミュレーションをしたいというようなことで、これまで進めてきたところでございますが、

これ以外にも、県漁連が事業主体となって取り組もうじゃないかというふうないろんな検討は、今のところなされているというところでございます。

○西山宗孝委員 よく聞くのが、国の補助事業にのるかのらないかという話で、国への話はあるんですけれども、県のそういった個々の事業に対する補助といいますか、そういうのは、基本的にはあるのはあるんですけれども、割合とか含めて──といいますのは、今やっているところについては、そういった形でありますけれども、まだ共同化が進んでないところも結構あると思うんですよね。

今おっしゃったように、これからそういった共同化、設備投資関係も含めたところの共同化、あるいは後継者も含めたところの共同化はあると思うんですけれども、今後、熊本県内のそういった漁業、ノリを挙げれば、ノリの共同乾燥あたりを、全体的な計画を漁連なりが、各事業単位、組合だけではなくて全体が持つ中で、そういったマスタープランなりができた場合に、地元なり漁業協同組合関係の方、もう少し県の補助支援を拡大できないものかという意見も中にあるもので、そのあたりはどんなお考えかを……。

○山田水産振興課長 水産振興課でございま す。

この共同乾燥施設、今回上げさせていただいている分につきましては、現在、県の継ぎ足し補助は計上させていただいておりません。

これは、平成20年に、サマーレビューということで、全庁的に継ぎ足し補助を一応廃止をしておるところでございますが、そのため、継ぎ足し補助は行っておりませんが、ただ、それだけではなくて、先ほど私申し上げましたけれども、この計画に至るまでの準備、それから、その後の運営指導、管理指導

あたりについては、県としても、かなり一生 懸命中に入って、汗をかいて取り組みをさせ ていただいているところでございます。

また、あわせて、廃止をしましたときに、 もっと自由な発想でいろんな地域の発展ができないかというようなことで、国の補助の対象にならない事業などについて、交付金事業などを新たに創設させていただいたり、それから、そのほかにも、PRとか販売事業、ソフト関係の支援などをこれまで支援させていただいているところでございます。

今後も、どういう御支援ができていけるのかというのは、いろいろ中でも勉強させていただきながら努めていきたいというふうに考えております。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

農業と比較するような単純な話ではないと思うんですが、なかなかこういった水産関係については、特にノリ等々については、非常に補助枠も国の補助も割合的にも厳しいものがあると思うんですよね。で、一方では、やっぱり設備投資が売り上げに比べたら非常に高い、ノリの機械であるとか船であるとかあるので、加えて、後継者のことも考えると、やっぱり設備投資関係とかそういったもので幾分かの軽減を図っていかないと、恐らく漁業関係は今後衰退していくという危惧が漁民にもあるわけですよね。

今おっしゃったことを含めて、漁連の熊本県の漁業関係のそういった計画であるとかについて、もう少し――もちろん、職員の方が一生懸命現場に入って、水研も入ってされていることは重々承知しているんですけれども、実際のところの補助をもっとという気持ちが非常に強いものですから、そのあたりも含めながら、新しい支援策、補助関係も含めて、今後ぜひとも検討していただければと思います。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですか。

○西山宗孝委員 はい、要望でお願いいたします。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。 なければ、これで付託議案等に対する質疑 を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第11号、第13号、第14号、第20号、第21号及び第38号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括 して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号外6件は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取 り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告 の申し出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求め た後、一括して質疑を受けたいと思います。 それでは、順次報告をお願いします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課で ございます。

農林水産常任委員会報告資料、(1)営農再開の進捗状況について説明させていただきま

す。

1ページをごらんください。

こちらのほうは、熊本地震からの復旧・復 興プランにおいて、重点的に進捗管理を行う 創造的復興に向けた重点10項目になります。

それぞれの取り組みについて、関係部局から、この11月定例会の常任委員会において説明を行うこととしています。

農林水産部におきましては、赤で囲っているところですが、農地及び営農施設の復旧等による被災農家の営農再開100%完了に取り組んでいます。

2ページをごらんください。

平成30年10月末の再開率は、98.3%となっております。

3ページをごらんください。

左側が、農舎やトラクター等、営農用施設、機械の復旧の状況になります。また、右側は、農地、農業用施設の復旧の状況です。

工事の不調、不落等の影響もあり、一部については、来年度に及ぶ見込みですが、平成31年度の取り扱いについて、それぞれ国に要望を行っているところです。

4ページをお願いいたします。

災害復旧工事とあわせ取り組んでいる農地 の大区画化による創造的復興の取り組み状況 になります。

左側の秋津地区、阿蘇谷地区につきましては、既に営農を再開しております。右側の南阿蘇村の乙ヶ瀬地区につきましては、入札不調もありましたが、10月22日に契約、着工済みでございます。

引き続き、平成31年の営農再開100%完了 に向け、取り組んでまいります。

続きまして、農林水産常任委員会報告資料、(2) TPP11協定等の発効に伴う影響及び対策について説明させていただきます。

1ページをごらんください。

下段のスケジュールのとおり、TPP11は、本年12月30日に発効が確定しておりま

す。また、日・EU・EPAにつきましては、国内手続は終了し、現在EUで手続中ですが、見込みでは、2月1日にそれぞれ発効が迫っているところです。

県では、これまで県議会と一体となり、交渉状況に応じた国への要望活動やTPP対策特別委員会など対応してまいりましたが、引き続き緊迫感を持って対応していく必要があると考えており、今回改めて御報告させていただきます。

2ページをごらんください。

本年2月に県が行ったTPP11及び日・E U・EPAの影響試算の内容です。

グラフの中央がTPP11、右が日・EU・EPAとなっております。TPP11では、最大94億円、日・EU・EPAでは、最大57億円となっております。

なお、影響の大きい品目としては、TPP 11、日・EU・EPAともに、牛肉、豚肉で あり、影響額の過半に上っています。

次の3ページ、4ページを見開きの状態で ごらんください。

3ページの資料がTPP11、4ページの資料が $H \cdot EU \cdot EPA$ に伴う影響試算の結果です。

青色部分が、国の試算を参考にした価格への影響であり、県独自に、黄色の部分として、生産量などへの影響を加味した試算としております。

5ページをごらんください。

TPP11等への対応として、県では、国の対策予算も積極的に活用し、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業など、関税の削減、撤廃による輸入農林水産物の価格低下に対抗するため、生産性向上等に資する施策を進めています。

中段にありますとおり、平成27年度から29年度補正対応として、3年連続で90億円を超える予算を計上しています。

6ページをごらんください。

現時点におきましては、各種報道による情報が中心ですが、国の2次補正予算として、TPP11等の発効を見据えた対策として総額3,188億円が講じられる見込みで、12月21日に閣議決定が行われる予定となっております。

今回の対策予算につきましても積極的に活用し、世界と戦える熊本農業の実現に向け、 取り組んでまいります。

7ページ以降は、TPP11、日・EU・E PAの品目ごとの合意内容の概要になります が、説明は割愛させていただきます。

農林水産政策課からは、以上です。

○緒方勇二委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○磯田毅委員 今農林水産政策課から、TP P11の影響も含めた、日・EU・EPA協定も含めた影響試算の説明がありましたけれども、今日米2国間のTAGという物品協定と言われていますけれども、事実上のFTAで、こういった日米2国間の話し合いが、どれぐらいこれに上乗せされてくるのかという、それが見えてない中での影響ということで、途中経過といえば途中経過だと思いますので、そのつもりでこの影響は見る必要があると思います。部長に、そこのところをちょっと補足して説明していただければと思います。

○福島農林水産部長 まさに我々が一番心配しているのは、もうその点でございます。せっかく米国も含めたところで、もともとTPP12ということで合意していたわけでございますので、少なくともその範囲でおさまるようにということで、これはもう強く国に要望していきたいと思います。

あと、施策につきましては、当然、そうい

った今後世界経済がもっと自由化する中で、 熊本県の農業が生き残っていくため、未来永 劫、本県の基幹産業でありますので、その点 をしっかり意識して施策に取り組んでいくと いう決意で臨んでいきたいと思っておりま す。

○磯田毅委員 日米2国間協定がまだ見えな い中でというのは非常に難しいんですけれど も、ただ、こういう貿易の国際化が進む中 で、やはり踏み越えてはならない部分という のが私はあると思うので、全部が自由に自由 貿易体制に組み込まれるというんじゃなく て、やっぱり自国の利益、それを政府に求め て、日本の大切な食料生産を担っている農林 水産業の痛手が、これ以上進まないような方 向でしないと、こういった90億円以上のそう いう対策がとられていますけれども、特に畜 産が一番影響が大きいと思いますけれども、 生乳のコストを考えてみた場合、熊本県は87 円だったですかね、キログラムの。ところ が、ニュージーランドやオーストラリアあた りでは、その3分の1ぐらいのコストででき るということで、そういったコストの価格差 を、果たして補助事業で今のような補助で埋 め切れるのかというのは、これは非常に私は 問題があると思っています。

例えば、北海道あたりの加工用原料が主ですけれども、そういったものがどんどんどんどんとん、チーズやバターあたりが関税が下がって輸入がふえてくる中で、北海道の生乳がどんどん今本州に流れてきていますけれども、そういった影響も含めて、やっぱりするためには、もう少し、もっと強い対策を打つ必要があると私は考えていますので、国にそういったことをぜひ要望していただきたいと。もう発効は目前ですので、日米FTA協定はまだですけれども、そういった中で、少しでもやっぱりこの命を支える産業がこれ以上後退しないような施策を政府に強く求めていくこ

とを要望したいと思います。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

今の御意見、しっかりと国のほうに伝えて まいりたいと思っております。

今国内の情勢を申し上げますと、北海道と 唯一都府県では熊本県だけが生乳がふえてお ります。これは、農家が畜産クラスターを活 用して、しっかりと生産基盤の強化について 取り組んでいるところでございますけれど も、国内の生産が非常にほかの都府県が落ち ております。

そういうこともありまして、残念ながら輸入に頼らざるを得ないような状況が今度ふえていってるということでございますので、一時期はバターの不足だとかチーズが不足するというようなことで大騒ぎになったことがあったかと思いますけれども、そういったことを考えますと、いわゆるニュージーランドとかオーストラリアの輸入にはある程度頼っていかざるを得ないということがあります。ただ、先ほど申し上げられたとおり、国民の命を預かる重要な産業でありますので、しっかりとその点は施策が打てるように頑張ってまいりたいと思っております。

アメリカに関しては、一番牛肉が問題になるかと思いますけれども、今日本国内の牛肉の輸入は、ほとんどがオーストラリアとアメリカでございます。その割合で申し上げますと、オーストラリアが58%、アメリカが38%でございます。この割合が崩れると、アメリカからの攻勢が強くなるので、そうならないようにしなきゃならないと思っていますけれども、現在、オーストラリアが大干ばつ等がありまして、繁殖雌牛の淘汰を進めてて、海外に大幅に輸出をするような環境にございませんので、幸いにオーストラリアの牛肉がふえるということはないので、先ほど言ったオーストラリアが58%、アメリカが38%の割合が崩れることはないと思いますけれども、そ

ういった点についても今後注視してまいりた いということを思っております。

○磯田毅委員 持続する畜産業、持続する産業、農業ですけれども、そういった面での、当面、多分畜産は今景気がいいと思いますけれども、ただ、これが将来につながっていくのかというのは、よくそこを分析して、やはり今の限度なき自由貿易というのは、食料品だけにはちょっと避けてほしいというのがありますので、そこ辺のところは気をつけていただきたいと思います。

○緒方勇二委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 農業県熊本にとって、本当 に、このTPP11あるいは日・EU・EPA の影響がないのが一番いいんですが、しか し、影響があったとしても、その影響を克服 できるぐらいの体力というか、そういう対応 をしていくことが大事だろうと思うんですけ れども、この前グランメッセで農業関係者の 方々が集まられたときに、知事が、打開策じ ゃないですけれども、PQマイナスCという 何かそういう発言をたしかされたと思いま す。マイナスCだったですかね。挨拶を聞い てて、ああ、なるほどなと思ったんですけれ ども、実際、この担当課に来て、PQマイナ スCなんて言葉も一切出てこないので、でき ればもっと詳しく教えていただければなとい うふうに思うんですけど。

○千田農林水産政策課長 よく知事のほうが 講演等で使っている言葉で、私どもも、一般 論としてよく政策を論じるに当たっては使っ ている用語になりまして、PQC、Pがプラ イス、Qはクオンティティー、Cはコストで すね。P掛けるQを、要するに生産額を上げ ていってコストは抑えると、そういうことで 農家の生産所得を上げていこうという運動の ことでございます。

基本的に、農林水通じての考え方になると 思いますが、生産額は大きく、コストは小さ くで、稼げる農林水産業を目指すところのベ ースとして私たち考えている考え方でござい ます。

○吉永和世委員 それは常に実践されていることですよね。コストを安くしてという、利益率を上げていくということですので、PQ Cというのは、知事が使っているだけということじゃないですよね。担当課でもPQCという言葉は使われているということでしょう。

○福島農林水産部長 はい。PQCの考え方は、もうこれ基本的に経済的な考えだと思うんですね。質掛ける量、引くコストということですね。

特に、知事が唱えているというところは確かにそうなんですけれども、我々、今施策を各課で推進する上で、これはやっぱりPを伸ばす施策なんだ、これはQを伸ばす施策だ、Cを減らす施策なんだと、これはかなり意識してやっているところでございますので、そういう意味では、かなりもう部内では浸透して、施策を進める上でも意識しながらやっているところでございます。

○吉永和世委員 そういった取り組みをやっていただいて、本当に、今後来る影響に対して、まさしく生産現場が対応できるような、そういった環境をつくっていただければというふうにお願いしたいと思います。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○磯田毅委員 直接関係ないかもしれません けれども、今非常に野菜が暴落していって、 恐らく数十億円単位で売り上げが落ちると私 は心配していますけれども、そういう中で、 油が非常に高いですね。油が高いということ は、段ボールとか運賃とか、ハウスだったら 燃油ですね、それに大きくやっぱりコストが 上がってくると考えられますけれども、燃油 高騰対策で、私も入っていますけれども、そ ういったものの発動がことしあるのかどうか をちょっと質問されたことがあって、特にA 重油の燃油高騰対策でそれに入るのか、ちょ っとそこを教えてもらいたいと思います。

○大島農産園芸課長 燃油高騰対策の園芸分につきましては、今現在では発動基準に満たしてないような状態でございます。国のほうで、全国の重油価格の平均値が基準に達した場合に発動されるような仕組みになっております。

皆さん方も、自動車にガソリンを入れられるときに、最近ちょっと気づいてらっしゃると思うんですけれども、農協などでの店頭での販売価格は、今月に入って下がり基調になってございます。一時期、10月、11月にかけて上がってまいりましたけれども、12月に入りまして下がり基調でございまして、今の国際的な重油の需給バランスから見ると、上がりどまりをしている感と我々は認識しておりますので、このまま行ってしまうと発動しないかもしれないようなぎりぎりのところというふうに考えております。

○磯田毅委員 一番困るところですよね。基準は大体幾らぐらいなんですか。

○大島農産園芸課長 基準価格は、本年度産は97円ぐらいだったかと思いますけれども、 今現在では90円、90数円になっているぐらい。ただ、ことしは、肌で感じられたと思いますけれども、これまでは、やや暖冬傾向でございましたので、余り使用量が出てないということもあって、それから12月に入りまし てやや下がり基調ということもありますの で、幾分おさまり感が出ているかと。

ただ、今後の気象条件におきましては、また変わりますので、気温が下がった場合は、下がったときの特例措置というのがございますので、気温が下がって重油の使用量がふえる場合は、発動基準額も変更になって下げられますので、その場合は出るという場合も考えられるとは思っております。

以上です。

○磯田毅委員 コストを下げて競争力を上げるという意味からすれば、コストを下げるのは当然なんですけれども、こういう油とかなんかの問題は、生産者はどうにもならない問題ですので、そういった面での歯どめの制度というのを、これから先も充実してやっていけたらなと、これは要望ですけれども、お願いします。

○緒方勇二委員長 ほかにはありませんか。

○中村亮彦委員 多分私が最後だと思うんですけれども、営農再開について資料をいただきましたので、お聞きしたいと思うんですけれども、営農再開においては、98%ということで、本当に100%にもう既に近いというような状況であるというふうに思います。

農地の復旧、復興についても、かんがい施設を中心に大変な量の工事を抱えられ、そして、前回の委員会のときに、不調、不落で非常にブレーキがかかっとるというようなお話があったかというふうに思います。

非常に、今人手不足、農業においてもそうですけれども、もちろん、この工事にかかわる土木においても非常に人手不足の中で、前回お聞きしたときとどのような改善がなされ、そして、今の契約から工事に至るまでのその状況なんですけれども、前回ですから、恐らく3カ月ぐらい前だと思うんですけれど

も、それから変化があったかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○今田技術管理課長 技術管理課でございま す。

不調、不落の状況につきましては、依然として高い状況にあるのは間違いございません。先月の状態が、かなり、農林水産部の状況としては、数字としましては悪くなりましたけれども、今のは9月末の状態で、10月の状態は多少改善しているという状況にございますが、依然として22%程度の不調、不落の状況は発生しております。

対策としましては、これまでも、昨年度から、入札の制度の見直しでありますとか、工事の予定価格の算出に当たっての一般的な経費の部分の割り増しなど、逐次、第4弾にわたって実施してまいりましたが、何せ業界、業者の方々の人手不足感については、依然としておっしゃるとおりの状況でございまして、厳しい状況が続いているのは間違いございません。

○中村亮彦委員 人手不足は、県内においては、地震以降、もう本当に慢性的にまだ今も続いているというふうに思うんです。有効求人倍率も非常に高いというようなことで、しかも、土木技術者に関しては、もう6倍ぐらいあるんでしょうかね。非常に高いというような状況で、やっぱり請け負う側も、請け負いたくても請け負えないというような状況もある中において、やっぱり22%、まだやっぱり高い数字だというふうに思います。

そんな中においても、先ほど御説明にありましたように、やっぱり予定価格ですね、この見直しもされていると思いますし、復興経費、復興歩掛かりも活用されて、努力されているというふうに思うんですけれども、やっぱりどうしても建物あるいは住まいとか、そちらのほうが優先になってくるという状況も

あると思うんですね、業者あたりにとっては ですね。やっぱり生活の再建という本当に大 切な復興の柱、これがありますから。

しかし、農地においても、確かに農業を営まれる方においては、これはやっぱり生活がかかって、そして、特にかんがい施設においては、農業はもう水が命ですから、そのようなところの復旧もしっかりと進めていく、そんな中で、やはり不調、不落の対策、これからも引き続き努力をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。
- ○磯田毅委員 何遍も済みません。

稼げる農業という中で、ブランド化を進めるというのは一つの大きな方策だと思いますけれども、熊本県版GAPですね。これは、どちらに聞けばよかですかね。県版GAPですけれども。

この認証、実は、私が属している部会も、 第1号として認証されたんですけれども、た だ、認証が毎年受けなければならないという ことと、そのときの費用が10万円と聞いたん ですけれども、これだと、私の部会は大きな 部会ですので問題はないんですけれども、個 人でこれを受けたいとするときには、毎年こ の10万円というのは、私はちょっと高いか な、厳しいかなと思うんですけれども、そこ のところを詳しくちょっと教えていただきた いと思います。

- ○緒方勇二委員長 磯田委員、この報告事項 の中身ではないんですね。
- ○磯田毅委員 関連づければ、関連づけられるんですけれども。
- ○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でござい

ます。

県版GAPにつきましては、当面は無料という形で行っておりまして、ただ、申請する場合に、水質だとか土壌とか、そういった分析を行う必要がありますけれども、そういった一応補助というのもあります。

ただ、県版GAPのほかに、今国際水準GAPになりますJGAP、アジアグローバルGAPというのがございますので、そういうふうになりますと、今委員御指摘のように金額がかかってまいります。

それから、確かに、毎年やはり申請をして確認というようなことになってまいりますので、ただ、国のほうの国際水準GAPにつきましても、補助的な部分はございますけれども、ただ、今非常にGAPの申請がふえてきておりますので、国際水準GAPのほうにつきましては、なかなか全員に行き渡るかというと、そこもちょっとまだ厳しいところがあるのかもしれません。

○磯田毅委員 わかりました。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。ほかに ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に 対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り 組みの一つとして、平成27年度から、常任委 員会ごとに1年間の常任委員会としての取り 組みの成果を、2月定例会終了後に県議会の ホームページに公表することとしておりま す。

ついては、これまで各委員から提起された 要望、提案等の中から、執行部において取り 組みの進んだ項目について、私と副委員長で 取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2 月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、 審議していただきたいと考えておりますが、 よろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) ○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他で何かありませんか。

○西岡勝成委員 最初に、部長から出入国管理法の改正があって、先ほど出てますように、人手不足というのは、1次産業にも非常に大きいものがあるわけで期待が大きいんですけれども――、ノリの場合は、乾燥するまで1次産業なんですね。すると、牛深の水産加工業も大体似たような部分なんです。昔は、まき網がとったやつをそのまま加工場で処理して出しよった。原料をつくっているんですね。牛深の水産、日本一の雑節の生産量なんですけれども、原料、そこは1次産業なのか、2次産業なのか、こういうときに非常に影響が出てくるんですよ。

例えば、似たようなところで枕崎もかつおぶしの生産がありますし、いりこをつくっとるようなところもあるので、統一性がないとどうにも――やっぱり1次産業のほうがいろいろな手当てが厚いんですね。商工業になると、ちょっとやっぱり薄くなってくるので、その辺の区切りをやっぱり県としてもしっかりしとってもらわぬと、どっちに行ったらいいか中途半端なんですよ。

昔は、確かにまき網がとったやつを加工しよった。そして、原料なものですから、ばんばんつくって、一般消費じゃないんですね。 工場用に出すというような形は、ノリと余り変わらないんですけれども、その辺の区切りというのはどう考えておられるのか。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

御指摘のとおり、ノリ養殖業につきまして

は、現在、養殖をされて、それを陸上に持って上がられまして、そして、ミンチ、非常に洗浄してミンチをかけられて、各戸で乾燥して、よく見られますあの黒い28センチぐらいのノリにして、入札、出荷をいたしております。

その後、ノリは、ノリの問屋が加工されて、一般の市場に回るということでございますが、節類等につきましては、天草節等につきましては、もともとまき網でとられて、漁業者の方々が、最初は、同じように加工をされて、我が家で持って上がって、我が家の家の先でゆでられて、乾燥させられてということで進んできたのが、途中から、加工業として非常に有益な産業であるようなことで、分離独立してきた状態であろうかと思います。

私たちといたしましては、節類について も、やはり水産加工業というふうな位置づけ といいましょうか、支援をしていくべきもの だというふうに考えておりまして、これまで も現場でもいろんな御支援をさせていただい ていると思います。

また、一方、加工業ということになりますと、商工関係の支援も、逆にダブルでといいましょうか、活用する、できるという、ある意味プラスの部分もあろうかと思っております。

決して私ども、これまでもこれからも、水産として、その出荷先であるし、また、付加価値をつけるものであると思っておりますので、一生懸命御支援をしていきたいと思いますので――なかなか、おっしゃるように、区分を分けるというのは、非常にやはり難しい、また、区分を分けたときに、いろんなまた弊害も出てくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西岡勝成委員 養殖組合も栖本で加工場を やっていますので、あそこも1次産業なんで しょう。すると、あそこはちょっと売ってる部分もありますよ。こっちは、大体卸問屋に、あれから削りにしたりだしにしたり、そういうところに段ボールでばんばんばんばんばん 出していく産業なもので、どうしても私は、商工業という感じの分け方をすると、かなり一両方かかってるからと言われますけれども、中途半端なんですよ、どっちにしても。

今度の外国人の雇用にしても、1次産業に 政府もかなりウエートをあれして、地方に人 が行くような形をとってますけれども、これ も中途半端で、その政策にもどっちに行った らいいのかわからぬような部分にならせぬか と思って心配するので、ほかのところが、他 県が、例えば枕崎のかつおぶし問屋はどうなっているのか、長崎のいりこ問屋はどうなっ ているのか、どういう区別をしているんだろ うかということをちょっと調べてもらえませ んか。そうせぬと、何かこう半分腰かけとる ような感じなんですよ、どっちも。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

技能実習制度については、漁業関係ということことと、それから食品製造関係ということで、一応分離をされております。ですから、逆に漁業関係のほうだと、例えば養殖業については、ホタテガイとかマガキの養殖作業だけに限定されておりますけれども、持って上がったマダイやブリの加工については、加工関係ということで技能実習制度が使えたりというような事例もございます。

先生御指摘のとおり、特に鹿児島県、加工業、かつおぶしが盛んでございますので、鹿児島県あたりともちょっと意見交換をさせていただいて、情報収集したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○西岡勝成委員 既に枕崎あたりもかなり外

国人の雇用をされているみたいですので、ぜ ひひとつ、そういう時代になってくると思う んですね、いずれにいたしましても。ぜひ他 県のことも調べていただいて……。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。 なければ、私から1つ聞かせてください。 森林環境譲与税のことでお尋ねします。

今大変な自然災害が起きる中にあって、予防的避難も含め、今回レベル4が、レベル5ですか、区分けが変わりました。しかしながら、避難勧告あるいは避難指示をいたしましても、なかなか避難をしない人たちが多かったことに鑑みてだろうとは思いますが、そのような中で、ミッシングリンクの解消やリダンダンシーの確保で、そういう林道とか県道もそうです、国道もそうですが、山に覆いかぶさってくる木がたくさんあるわけですね。

先般、やまなみハイウエーを通りました。 国立公園満喫プロジェクトで――あの道路が ゴールデンルートで開設されたときは、眺望 もよく見通しがいい道だったことに鑑みて、 幅員から30メーターぐらいをずっと切られて いるんですね。結局、観光に資する取り組み の中での満喫プロジェクトの中で樹木を伐採 すると、自然公園の中ではありますけれど も、そういうことをやられてます。

そういうことが、要は、避難路の確保であるとか、親光に資することであるとか、そういう支障木とか、いろんな保安林もありますよ。民有林もあります。切りたくても切れない部分もあります。そういうところが、森林環境譲与税で、県分ですね、こういうことで、何かそういう予防的避難にも資する、あるいは災害時の避難路の確保にもつながる、あるいは、ふだんは平時は観光用の道路、見通しがいいようにできるとか、何かこういう取り組みができぬもんだろうかと、常々考えておるんですが、何かそのような執行部の皆さんの中でお考えがあるやなしやをお聞きし

たいなと思っているんですが。

○松木森林整備課長 森林整備課でございま す。

御指摘いただきました県に対する森林環境 譲与税、確かに来年の4月以降、今の予定で は1億を超える額が県に譲与されるとされて おります。その使途につきましては、市町村 が森林整備を行う基本的な主体となります と、そこのバックアップをせよという話でご ざいますので、基本的に、森林環境譲与税の 使い方につきましては、そういう、いわゆる 新たな森林管理制度を動かす市町村への支援 ですとか、あとは、どうしても市町村単独で は解決しきれない、例えば人材の育成など広 域的に対処するべきところ、そういうところ に基本的には充てるべきというところでは考 えてございます。

ですので、直接的に県が森林整備をすべきかどうかというところは、ひとつ御議論はあるかと思いますが、今あわせまして、県で水とみどりの森づくり税をいただいております。これは、県としても、市町村に直接、住民団体ですとか森林組合に御支援をしながら森林整備を進める事業もございますし、また、その事業以外にも、いわゆる森林の多面的機能を維持するという交付金もございます。そういう事業を活用しながら、御指摘の森林環境の整備というところが展開できればいいなと考えております。

○緒方勇二委員長 きのう、私、川辺川ダムの建設予定地である四浦地区に県政報告会に行きまして、夜遅くまで皆さんとお話をしてました。予防的避難を、雨が随分、40ミリ、30ミリ、50ミリ降ったら避難を始めるんだけれども、たくさん木が大きくなって、重心が上のほうに来て、大風が吹いたらがぶれて根込め倒れたりとか、そういうことで避難路が確保できませんと、そういうお話でございま

した。

そういう中で、考えてずっといろいろやり とりする中で、手出しができない森林もたく さんあります。しかしながら、これが多面的 機能の発揮というふうにおっしゃいましたけ れども、あわせて、私たちの県民幸福量の最 大化に向けて、あるべき道をしっかりとその 目的のように使えることは非常に大事だろう と思うんですね。そこに面してる森林が、手 おくれ森林であるとか、町有林であるとか、 民有林であろうとか、そういうことは関係な くて、やはりしっかりとした道として使える ような状況にふだんからしておくということ は非常に大事であって、いろんな事業目的別 の道路ではありますものの、そういうところ を、観光用であるとか、見通しがよくなると か、いろんな組み合わせが――ようやく国が 森林環境譲与税をつくってくれて一歩踏み出 してくれたなと思うわけです。

そして、あの西日本豪雨で見れば、山の上のほうから流木が押し寄せてそういうことが起きているので、避難ができない状況の中で、ふだんからそういうことに資するような取り組みを県で考えるべき時代じゃないのかなと、私は感じた次第でした。

そういう中にあって、満喫プロジェクトで、ああいう国立公園の中であっても草木を一切持ち出すことはできないというようなああいう縛りがある中でも、ああいうことをやられたことを考えれば、私たちは、避難路の確保という観点からしても、やっぱり一歩を踏み出すべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういうことをぜひ考えていただきたいなということを申し上げて、これ要望とさせてください。

ほかにはありませんかね。

なければ、以上で本日の議題は全て終了い たしました。

それでは、これをもちまして第5回農林水 産常任委員会を閉会します。 お疲れさまでございました。 午前11時28分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

農林水産常任委員会委員長